

学校経営のポイント

新たな“教員研修・養成改革方策”に注目

若井 彌一

政権交代というものが、いかに大きな影響を及ぼすものであるか。8月30日の衆議院議員総選挙の結果により、民主党政権が誕生して1ヵ月が過ぎたが、教育政策の関連でも、新たな改革（政策）提案が次々と打ちだされ始めている。

免許更新制廃止が実現するか

新聞報道によれば、今年度から本実施され始めた教員免許更新制度が、平成22年度限りで廃止される可能性が出てきた。文部科学省の政務三役は、この制度を平成22年度限りで廃止する方針を固めたという（平成21年10月15日付『朝日新聞』等各紙報道）。

民主党は、この方向性については、すでにマニフェストにおいて表明していたが、文部科学省政務三役が、改めて確認したものである。

この確認と関連して、文部科学省は「同年度中（平成22年度中の意味）に関係法令を調整する方針」（前掲紙）であるというから、平成21年度中にも教育職員免許法等の関連規定の一部改正に向けた検討に入るという段取りのように思われる。

8月30日の総選挙では、大方の予想を超える圧倒的勝利を果たした民主党であったが、個々の具体的改革について堅固な支持としての結果とみることはできないように思われるのだが、こと教員免許更新制度については、その効果に対する疑問や不満が教職員の間では強かったようである。

政務三役の決定は、10月13日に文部科学省が開催した「有識者会議」でも批判的な意見が相次いだことを踏まえたものであるという。細部の詰めがどうなるのかはともかく、これで免許更新制の廃止という方向性は、より確かなものとなったと言えよう。

政策的には、先の免許更新制の廃止と部分的には

関連するようなものとして、提案されているのが、6年制の教員養成である。

“6年制教員養成”の具体化方向

解説するまでもなく、6年制の教員養成とは、大学院レベルでの教員養成を本格的に制度化することである。すでに、この政策についても民主党は実現したいと表明してきていたが、新聞報道によれば、

- （ア）大学院修士課程（2年）の修了を教員免許取得要件とし、教員養成の課程を6年とする、
 - （イ）教育現場での実習を現行の2～4週間から1年程度に増やす、
 - （ウ）10年程度の現場経験を積んだ者が、大学院などで1年程度の研修を受け、「専門免許状」を取得することを事実上義務化する、
- というのが骨子である（10月15日付『毎日新聞』等で報道）。

医師・歯科医師については、すでに6年制の養成課程で行われてきており、また法律専門職となるための司法試験の受験資格も法科大学院修了者を本流とする方向へシフトしつつある。

制度の移行については、無理に急がずに、ある程度の段階（ステップ）を踏んで実施していくのが得策かと思われる。しかし、方向性は、専門職大学院設置基準の制定（平成15年3月31日公布）にも見られるように、主要な専門職の養成は、学部レベルから大学院レベルへと移りつつある。

教員の資質向上という古くて新しい課題は、今後、養成課程の高度化という具体的な制度改革を伴う形で、新たなステップへと踏み出すことが可能となるのではなからうか。今後の政策動向に注目したい。

（わかい・やいち＝上越教育大学長）

●最新刊好評発売中！

浅野良一【編】 A5判 204頁・定価 2,415円 教育開発研究所

『学校におけるOJTの効果的な進め方』

『スーパー教職大学院発進！』 A5判280頁・定価 2,520円